

参加費  
無料



# あなたの疑問にお答えします 社会保険と「年収の壁」

## セミナー & 個別相談会

平成28年10月から社会保険の「適用拡大」が始まり、アルバイトやパートで社会保険に加入する人の範囲が段階的に増えてきました。今年10月から、更にその範囲が広がります。

「扶養」「年収の壁」という気になる言葉もおさえながら、どういう働き方を選択したら良いかを考える手がかりとなるセミナーです。

セミナー後には、社会保険労務士が個別の疑問にお答えする相談会も実施します。

11/16 土

セミナー

13:30~15:15 (対面・ZOOM)

会場

ラポール学園

阪急・嵐電西院駅から徒歩1分

個別相談会

15:30~16:30 各組20分  
(対面のみ・6組限定・事前予約制)

講師

小林 さゆり (社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー)



生活困窮者支援に関する仕事に携わる中で、社会保障やお金に関する知識を広める必要性を感じ、社会保険労務士とFPの資格を取得。現在は、年金の請求、企業の労務関連事務や相談などを行うほか、働く時に知っておきたいルールや社会保険制度について伝える活動を行なっている。また、ラポール学園の「社会保険・人事労務の実務～基礎から実務まで～」で年金給付に関する講師も担当している。



# お申込み

受付期間 10月15日(火)～11月15日(金)

\*セミナーのZoom参加をご希望の方には前日にミーティング情報をお送りします。  
\*ご提供いただいた情報はセミナーの案内および緊急連絡のみに利用させていただきます。

お問合せ

attaka-support@r6.dion.ne.jp (認定NPO法人あったかサポート)



お申込みは  
こちらから



「年収の壁」って？

収入が一定額以上になると

住民税や所得税を納めなければならなくなったり  
社会保険に加入しなければならなくなったり  
配偶者の社会保険の扶養から外れたり  
配偶者の税金計算の際に控除を受けられなくなったり

その基準の額を「年収の壁」と言います。



「壁は超えない方がいいの？」  
「兼業・副業する場合は？」など  
社会保険や年金の仕組みを理解し、  
自分に合った選択を考えるための  
セミナー&相談会です。



100万円の壁	住民税発生
103万円の壁	所得税発生
106万円の壁	被用者保険加入の可能性
130万円の壁	配偶者の被用者保険扶養から外れる
150万円の壁	配偶者の配偶者特別控除額の減額
201万円の壁	配偶者の配偶者特別控除額がなくなる

—高校生からシニアまで—資格取得・スキルアップ・教養・語学・パソコン・趣味 など

## ラポール学園

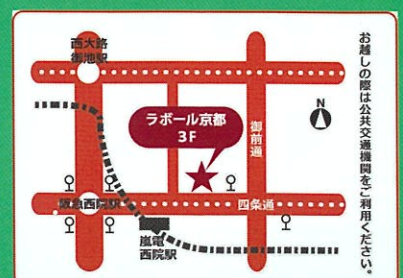
(公益社団法人京都勤労者学園)

京都市中京区四條御前西入 ラポール京都3階

☎075-801-5925

🌐 <https://www.labor.or.jp/gakuen>

新規講座も随時  
開講しますので  
詳しくはHPを  
ご覧ください。



お越しの際は公共交通機関をご利用ください。